

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	居宅介護支援事業所オラトリオ
申請するサービス種類	居宅介護支援・介護予防支援

措置の概要

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

- ① 連絡先 電話 : 052-836-1040 FAX : 052-836-1041
- ② 担当者名 介護支援専門員 谷津 美穂子
- ③ 受付時間 午前9時から午後5時30分 月曜日から金曜日までとする
ただし、12月29日から1月3日までを除く
- ④ 担当者不在時の対応 担当者以外でも対応できるように引継ぎを行う

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ① 苦情原因の把握・・・当日又は時間帯によっては翌日
利用者宅に訪問し、受けた苦情内容を確認するとともに、今後の対応や予定を説明し了解を得る。また、速やかに解決を図る旨、伝言する。
サービス提供事業者にかかる事項については、当該事業者から速やかに報告を受ける。
- ② 検討会の開催
苦情内容の原因を分析するため、関係者の出席のもと、対応策の協議を行う。
- ③ 改善の実施
利用者に対し、対応策を説明して同意を得る。
改善を速やかに実施し、改善状況を確認する。
- ④ 解決困難な場合
保険者に連絡し、助言・指導を得て改善を行う。また、解決できない場合には、保険者と協議し、国保連への連絡も検討する。
- ⑤ 再発防止
同様の苦情、事故が起こらないように苦情処理の内容を記録し、従業者へ周知するとともに、研修などの機会を通じて、再発防止に努め、サービスの質の向上を目指す。
- ⑥ 事故発生時の対応等
事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じられるよう、あらかじめ関係機関との対応方法を定め、関係機関に周知して協力を依頼する。

3 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

- ① 事業者の窓口職員（管理者・サービス提供責任者・生活相談員等）に早急に連絡や訪問調査することで、苦情に対する解決方法を模索する。
- ② 上記の職員だけでの処理が困難な場合は、第三者委員や保険者である市町村、国保連などに相談し、助言・指導を得て解決方法を模索する。
- ③ 同様の苦情、事故が起こらないように苦情処理の内容を記録し、従業者へ周知するとともに、「苦情処理マニュアル」を作成・改善し研修などの機会を通じて、再発防止に努め、サービスの質の向上を目指す。

4 その他参考事項

普段から苦情等が出ないよう、責任あるサービス提供を心がける。

外部苦情窓口
 名古屋市役所 介護指導課 052 (959) 3087
 国保連 苦情受付係 052 (971) 4165

備考 上の事項は例示であり、これにかかわらず苦情処理に係る対応方針を具体的に記してください。